イベントランナー保険(国内旅行傷害保険)に ご加入の皆様へ

重要事項説明書

この書面では、国内旅行傷害保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)を記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。なお、この保険は「国内旅行中に生じた事故によるケガの治療や死亡」等を補償する保険です。ご意向に合致していることを確認したうえで、お申し込みくださいますようお願いします。

ご契約の内容は、保険契約者であるアシックスジャパン株式会社にお渡ししております保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくはアシックス・プレイシュアサイト内のイベントランナー保険ページをご参照ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または楽天損保までお問い合わせください。

I 契約概要のご説明

保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項を記載したものです。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

- (1) 商品の仕組み
 - ① 基本となる補償

この保険は、国内旅行中に生じた事故によるケガの治療や死亡等を補償する保険です。

傷害保険 普通保険約款 国内旅行傷害 保険特約 その他各種特約

- (注)各種特約については、「(3)主な特約の概要」を ご参照ください。
- ② 被保険者

ご加入いただいた保険の補償を受けられる方をいいます。

(2) 補償内容

① 保険金をお支払いする主な場合

国内旅行行程中(注)に、「急激かつ偶然な外来の事故」 により、被保険者がケガ等をされた場合に保険金をお支 払いします。

- (注)日本国内において旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでをいいます。
- ② お支払いする主な保険金

保険金 の種類	保険金をお支払いする主な場合
死亡	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。
後遺障害	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院	事故の発生の日からその日を含めて180日以内 に入院した場合に、入院の日数に対して、1日

	につき入院保険金日額をお支払いします。
手術	病院または診療所において、ケガの治療のため、手術を受けた場合に、次の手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき事故の発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。
	① 入院中に受けた手術:入院保険金日額×10 ② ①以外の手術:入院保険金日額×5

- ③ 保険金をお支払いできない主な場合
 - 1. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
 - 2. 自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ
 - 3. 無免許運転、酒気帯び運転によるケガ
 - 4. 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
 - 5. 妊娠、出産、流産、外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ
 - 6. 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ
 - 7. 戦争、内乱、暴動などによるケガ(注)
 - 8. 「補償の対象とならない運動」を行っている間に生じたケガ
 - 9. 頸部症候群 (いわゆる「むちうち症」) 、腰痛その他の 症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医 学的他覚所見のないもの

など

(注)「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガまたは損害は除きます。

(3) 主な特約の概要

特約には自動セット特約と任意セット特約の2種類があります。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 自動セット特約

(ご加入時のお申し出にかかわらず、自動的にセットされる特約

- 「国内旅行傷害保険追加特約」
- ・「死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術 保険金のみの支払特約」
- 「救援者費用等補償特約」
- 「賠償責任危険補償特約」

- 「賠償責任事故解決に関する特約(旅行傷害保険特約用)」
- ・「ゴルフ・カートによる賠償責任補償特約(国内旅行傷 害保険特約用)」
- 「包括契約に関する特約(毎月報告・毎月精算用)」
- ・「戦争危険等免責に関する一部修正特約」(テロ行為全般 を補償の対象とする特約)

② 任意セット特約

(ご加入時にお申し出いただき、楽天損保が引き受ける場合 にセットされる特約)

この保険では、あらかじめ定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなりますので、任意セット特約はありません。

(4) 保険期間 (保険の加入期間)

朝町 (体例の)が、 (本)の (本)の (本)の (本)の (本)の (本)の (本)の (本)の
旅行期間に合わせて設定してください。(保険開
始日より1か月間となります。)
保険期間の初日の午前0時。ただし、保険期間開
始後であっても旅行行程開始前に発生した事故に
よるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払い
できません。
保険期間の末日の午後12時。ただし、保険期間の
途中であっても、旅行行程が終了した後に発生し
た事故によるケガ等に対しては、保険金をお支払
いできません。
保険期間の延長は行えません。ただし、次の場合
には、正常な旅行行程につくことができるまでに
要した時間で、かつ、その事由により到着が通常
遅延すると認められる時間(③~⑥の場合は最大
48時間)で自動的に延長されます。
① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関
(注1) または被保険者が入場している施設に対
する第三者による不法な支配または公権力による
拘束
② 被保険者が誘拐されたこと。
③ 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭
乗予定の交通機関(注1)のうち運行時刻が定
められているものの遅延または欠航・運休
④ 交通機関(注1)の搭乗予約受付業務に不備
があったことによる搭乗不能
⑤ 被保険者が治療を受けたこと。
⑥ 被保険者の同行家族(注2)または同行予約
者(注3)が入院したこと。

- (注1) 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。なお、航空機または船舶については、日本を出発して日本に帰着する 予定のものをいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。
- (注2) 被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、 被保険者もしくは配偶者と生計を共にする別居の未婚(これ までに婚姻歴がないことをいいます。)の子をいいます。
- (注3) 被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険 者に同行している者をいいます。

(5) 引受条件(ご契約金額等)

この保険では、あらかじめ保険金額等が定められたプランにご加入いただきます。保険金額等は、アシックス・プレイシュアサイト内のイベントランナー保険ページをご参照いただき、保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえてご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。なお、保険金額が、被保険者の年令・年収などに照らして適正な額となる場合にのみご加入ください。

2. 保険料および保険料の払込方法

保険料はご加入いただくご契約内容によって定められております。保険料・払込方法については、アシックス・プレイシュアサイト内のイベントランナー保険ページをご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

4. 解約時の返れい金の有無

ご加入を解約される場合は、アシックス・プレイシュアサイト内の問合せフォームよりお問い合わせいただくか、取扱代理店または楽天損保にすみやかにお申出ください。なお、解約に際しては、既に経過した保険期間に対する保険料と既に払込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただく場合があります。

5. 死亡保険金受取人

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

Ⅱ 注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。

1. 告知義務•通知義務等

(1)告知義務

ご加入者(被保険者)には「告知義務」があり、取扱代理店には「告知受領権」があります。告知義務とは、ご加入時に「告知事項」について、事実を正確にお知らせいただく義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として楽天損保が告知を求めるもので、アシックス・プレイシュアサイト申込画面に記載された内容のうち、告知事項と表示されている項目のことです。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。アシックス・プレイシュアサイト申込画面の記載内容を必ずご確認ください。

告知事項

- 1. 保険始期日時点で、被保険者は満69才以下である。
- 2. 危険な運動(注1)を行わない。
- 3. ご加入時点で、ケガをしていない。
- 4. 同一の危険を補償する他の保険契約等(注2)の保険金額が次の金額を超えない。

死亡・後遺障害:5,000万円・入院日額:15,000円 5.過去3年以内に傷害保険金を5万円以上請求または受領 したことがない。

(注1) 山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラフレーン等をいいます。)を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動、競技目的で自動車等(自動車または原動機付自動車をいいます。)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル等の運転をいいます。

(注2) 「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(2)通知義務

この保険には「通知義務」に該当する事項はありませんが、ご加入者の住所を変更した場合は、取扱代理店または楽天損保にご連絡ください。

2. 保険期間および補償の開始・終了時期

- (1) この保険の保険責任は、保険期間の初日の午前 O 時に始まり、末日の午後12時に終わります。ただし、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでに限ります。 ※自宅内でのケガ、は補償の対象になりません。
- (2) 保険料は、ご加入およびご契約の変更と同時に払込みください。保険期間が開始した後であっても、取扱代理店または楽天損保が保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできません。

3. 保険金をお支払いできない主な場合(主な免責事由)

4. 死亡保険金受取人

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

5. 被保険者からの解除

被保険者からのお申し出により、その被保険者に係るご契約を解 約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、ア シックス・プレイシュアサイト内の問合せフォームよりお問い合わ せください。

6. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、楽天損保との委託契約に基づき、お客様からの告知の 受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付および ご契約の管理等の代理業務を行っています。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合等には、保険金、解約返れい金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。 この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金、解約返れい金の80% (ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%)までが補償されます。

8. 個人情報の取扱い

- (1) この保険契約に関するお客様の情報を、適切な契約のお引 受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供 のほか、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用い たします。
 - ① 楽天損保の商品の販売・サービスの提供、保険契約の管理
- ② 楽天損保の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内 2) 楽天損保は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令 等で認められた範囲内で、この保険契約に関するお客様
- 等で認められた範囲内で、この保険契約に関するお各様の情報を第三者に提供することがあります。
 (3) 次の①から④までの取扱いに限定して、楽天損保はこの保険契約に関するお客様の情報を第三者および業務委託先
- (3) 次の①から④までの取扱いに限定して、栄大損保はこの保 険契約に関するお客様の情報を第三者および業務委託先 に提供することがありますので、ご同意のうえお申し込 みください。なお、ご同意いただけない場合は、この保 険契約をお引き受けすることはできません。
 - ① 前記(1)において、楽天損保の提携先企業への提供
 - ② 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、再保険会社への 提供
 - ③ 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金 請求を防止するために、次に掲げるとおり損害保険会社等の間 での確認・共用
 - (ア) この保険契約に関する事項について一般社団法 人日本損害保険協会に登録し、損害保険会社等の間で 共用いたします。
 - (イ) 事故発生の際、この保険契約および保険金請求 に関する事項について損害保険会社等の間で確認いた します。
 - ※ 詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(https://www.sonpo.or.jp/)をご覧ください。
 - ④ 利用目的の達成に必要な範囲内において、楽天損保の代理店を含む業務委託先への提供
 - (4) 契約のお引受けや管理、保険金支払いのご案内等のために、お客様の連絡先へSMS(ショートメッセージサービス)にて、ご連絡(配信)することがあります。

(5) 楽天損保の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス等につきましては、楽天損保ホームページ (https://www.rakuten-sonpo.co.jp/) をご覧ください。

9. クーリングオフ(契約申込みの撤回等)

この保険は、アシックスジャパン株式会社が保険契約者となる包括契約であることからクーリングオフの対象となりません。

10. 補償の重複に関するご注意

この保険の加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約 (ご加入いただく傷害保険以外の保険契約にセットされる特約 や楽天損保以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償 が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象とな る事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、 いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があ ります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいたうえ で、ご加入ください。 (注)

- (注) 1契約のみに補償をセットした場合、ご契約を解約した 時や、家族状況の変化(同居から別居への変更等)によ り被保険者が補償の対象外になった時などは、補償がな くなることがあります。ご注意ください。
- ■補償が重複する可能性のある補償内容

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約 例
賠償責任危険補償特約	自動車保険、火災保険、傷害保険 等の個人賠償責任危険補償特約

11. 会員資格喪失時の取扱い

本商品の申込人は日本国内に在住するOneASICS会員に限ります。したがって、お申込人がOneASICS会員の会員資格を喪失された場合は、保険契約者または取扱代理店からの通知をもってこの保険も脱退(解約)となりますのでご注意ください。詳細はアシックス・プレイシュアサイト内のイベントランナー保険ページの「よくあるご質問」をご参照ください。

その他ご留意いただきたいこと

1. 重大事由による解除

この保険では、次のいずれかに該当する事由等がある場合に は、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことが あります。

- ① ご加入者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的で事故を起こした場合
- ② 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③ ご加入者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著し く過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるお それがある場合

など

2. 保険契約の無効

ご加入の際、次の事実がある場合は、加入は無効となります のでご注意ください。

・ ご加入者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金 を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

3. 事故が起こった場合

(1) 事故の通知

- ① この保険で補償される事故が生じた場合には、すみやかに楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル(0120-120-555)または取扱代理店に事故の内容および保険証券番号等をご連絡ください。事故発生日から30日以内にご連絡がないと、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、特にご注意ください。
- ② 携行品損害の補償を受ける方は、携行品の盗難の場合には警察署に届け出てください。また、これに加えて小切手の盗難のときは振出人および支払金融機関に、乗車券類の盗難のときは当該運輸機関・宿泊施設または発行者にも各々届出が必要です。これらの届出がない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、特にご注意ください。

(2) 楽天損保にご相談

賠償責任を補償する特約をご契約の場合、法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に楽天損保へご相談ください。なお、あらかじめ楽天損保の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われたりした場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますので、ご注意ください。

賠償責任危険補償特約をセットした場合、日本国内において発生した同特約のお支払い対象となる事故については、楽天損保が示談交渉をお引受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんので、ご注意ください。

- ① 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ② 被保険者が正当な理由なく楽天損保への協力を拒んだ場合
- ③ 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、 【別表】に記載された書類などをご提出いただく場合がありま す。なお、保険金請求権については時効 (3年) があります ので、ご注意ください。

(3)代理請求人制度

この保険には、高度障害状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人がいないときに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を楽天損保に申し出て、楽天損保の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただきますようお願いいたします。

4. 共同保険

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれ の引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責 任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・ 代行を行います。

楽天損保への保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご要望は

お客様相談センター

0120-115-603

- 〇受付時間:平日午前9時~午後5時(年末年始は除きます。)
- ○携帯電話からもご利用いただけます。
- ○一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。

楽天損保との間で問題を解決できない場合には

(指定紛争解決機関)

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター

楽天損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。楽天損保との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



(有料)

〇受付時間:平日午前9時 15 分~午後5時 (土日・祝日および12/30~1/4は除きます。)

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

- ・携帯電話からも利用できます。電話リレーサービス、IP 電話からは03-4332-5241 におかけください。
 - ・おかけ間違いにご注意ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 https://www.sonpo.or.jp/

事故の受付は

「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ 楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル

0120-120-555

○受付時間: 24 時間·365 日

○携帯電話からもご利用いただけます。

【別表】保険金のご請求にあたって、ご提出いただく場合がある書類

ご提出いただく書類	書類の例	
①事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類	交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明	など
②被保険者または保険の対象であることを確認するための書類	住民票、戸籍謄本、健康保険証(写)	など
③傷害または疾病の程度を証明する書類	診断書、レントゲン写真、MRI・CT画像	など
④楽天損保が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など
⑤公の機関や関係先への調査のために必要な書類	個人情報の取扱いに関する同意書、医療機関用同意書	など

6